

第1編 総論

第1章 東川町の責務、計画の位置づけ、構成等

東川町（以下「町」という。）は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、町の責務を明らかにするとともに、町の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ

(1) 町の責務

町（町長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び北海道の国民の保護に関する計画（以下「道国民保護計画」という。）を踏まえ、東川町の国民の保護に関する計画（以下「町国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 町国民保護計画の位置づけ

町は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、町国民保護計画を作成する。

(3) 町国民保護計画に定める事項

町国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、町が実施する国民保護措置に関する事項等、国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 町国民保護計画の構成

町国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処
- 資料編

3 町国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 町国民保護計画の見直し

町国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、道国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。また、町国民保護計画の見直しに当たっては、町国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 町国民保護計画の変更手続

町国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、町国民保護協議会に諮問の上、あらかじめ知事との協議を経て、町議会に報告し公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、町国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

町は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重し、また、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行なわなければならない。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て、又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

町は、武力攻撃事態等においては、国民に対し国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

町は、国、道、近隣市町村並びに、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と、平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

町は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、町は、消防団及び自主防災組織の充実、活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

町は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者、その他特に配慮を要する者の保護について留意する。また、実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

町は、指定公共機関及び指定地方公共機関による国民保護措置の実施方法が、武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

町は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

※【外国人への国民保護措置の適用】

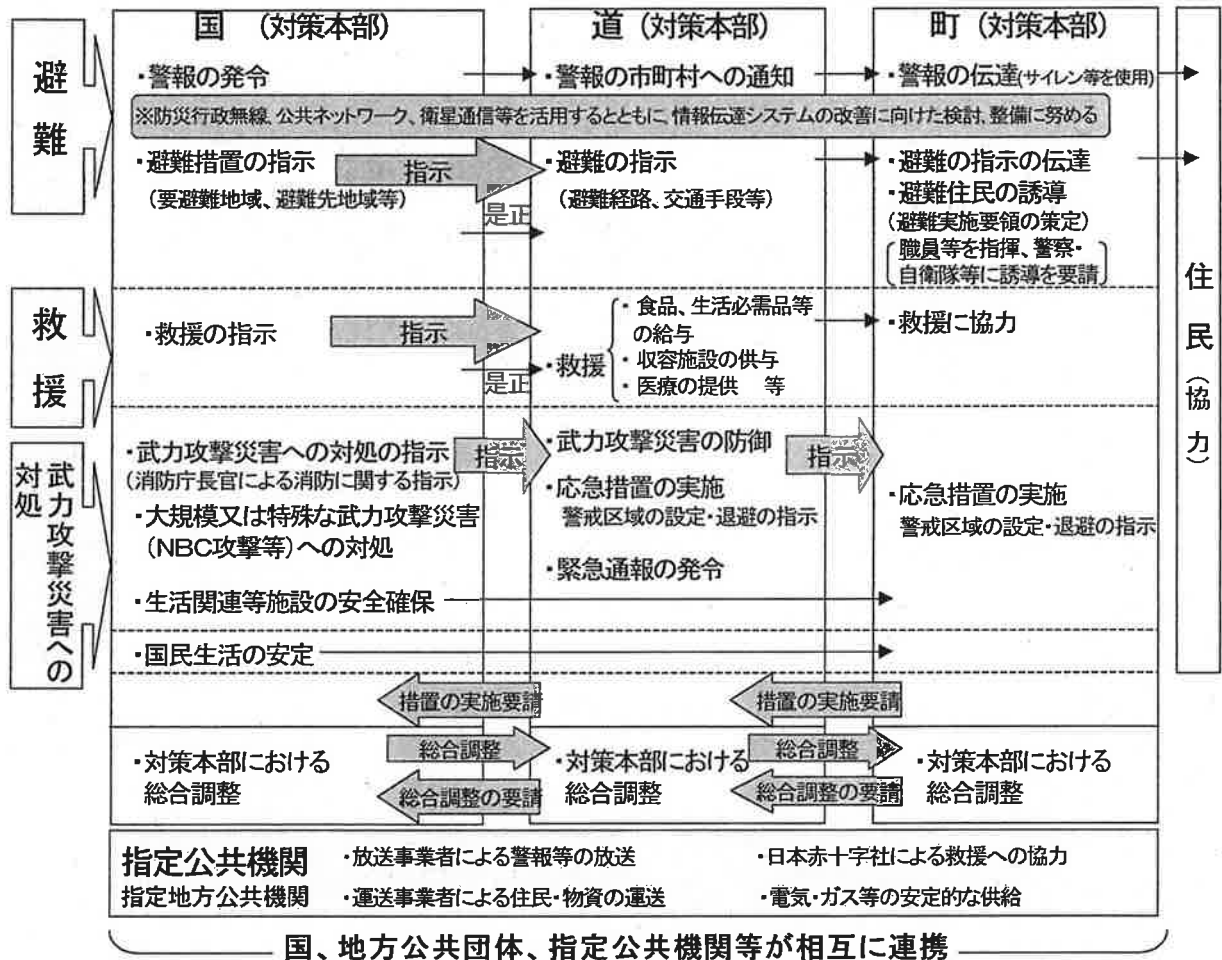
憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃事態から保護すべきことに留意するものとする。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

町は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における町の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

※【国民保護措置の全体の仕組み】

国民の保護に関する措置の仕組み



○ 町の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
町	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供、外国人安否情報の収集の協力その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集及び報告その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給、生活関連物資等の価格の安定、管理施設の応急の復旧、その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄 10 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

※消防は、一部事務組合を構成

○ 関係機関の連絡先

関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係道機関、関係市町村機関及びその他の機関については、資料編に記載し、別に整理する。

第4章 町の地理的、社会的特徴

町は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき町の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 地形

町は、東経142度22分、北緯43度47分に位置し、東は大雪山国立公園北鎮岳で上川町と境界を隔て、南は石狩川水系忠別川で美瑛町、東神楽町と接し、北と西は、岐登牛山系沿いに旭川市と接している。

道北圏の中核市である旭川市から15km、旭川空港から5kmの位置にあり、総面積247.06km²で北海道のほぼ中央に位置する風光明媚な町である。

経緯度及び面積

	方 位	経 度	緯 度	面 積
位 置	最 東 端	142° 54′		247.06km ²
	最 西 端	142° 28′		
	最 南 端		43° 36′	
	最 北 端		43° 45′	
広 さ	東 南		36.1km	
	西 北		8.2km	

大雪山国立公園の雄大な大自然の麓に広がる町は、面積の約7割が森林であり、南に忠別川、北には倉沼川が流れ、この二つの川により形成された扇状地が、南西部に広がっている。東部は山岳地帯で、日本最大の山岳公園である「大雪山国立公園」の地域で、北海道の最高峰「旭岳」を有し、豊富な森林資源と優れた自然景観は、観光資源としても高い評価を得ている。

1級河川としては、忠別川、倉沼川、幌倉沼川、ポン倉沼川、サルン倉沼川の5河川があり、その上流には普通河川が25河川で、総延長130.4kmとなっている。

これらの河川は、忠別川、牛朱別川を経て石狩川に合流しており、町は石狩川水系の水源地域となっていて、町の東部地域には、美瑛町、東神楽町と3町にまたがる多目的ダム「忠別ダム」がある。

また、西部地域は、平坦な地形で土壌にも恵まれているため、居住区域及び耕地として利用され、3,000ha余りの面積を利用して北海道有数の穀倉地帯として良質米を生産し、東部の山麓地域は、畑地帯となっており、耕地率は14.4%で高品質な高原野菜を生産している。

土壌は、忠別川、倉沼川及びその支流に由来する沖積土壌が大部分で、表層に礫を含む埴土壌であり、農地に適している。

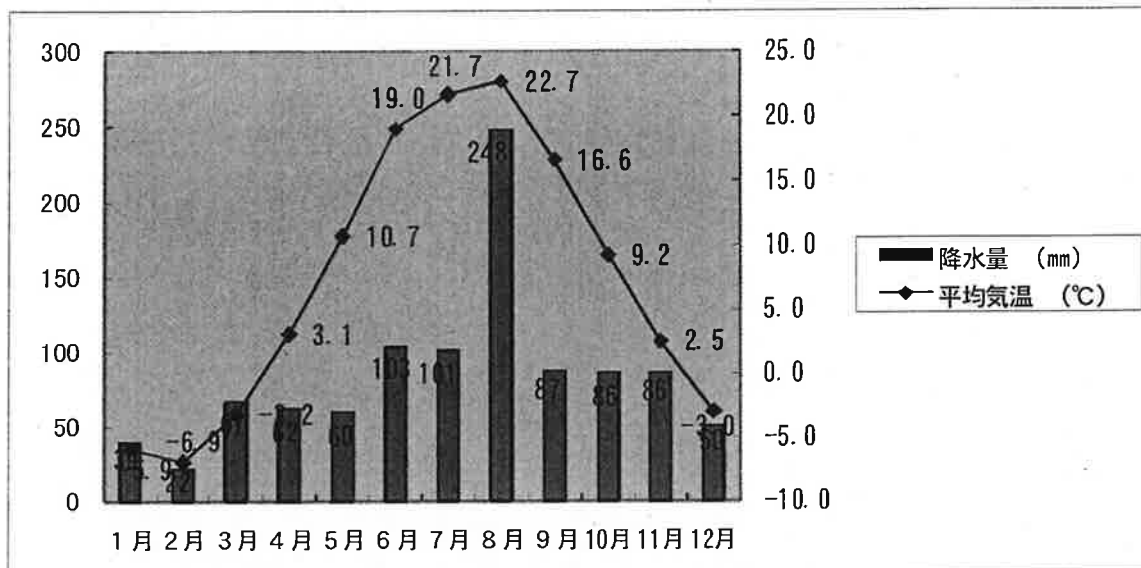
(2) 気候

町は上川管内のほぼ中央で、内陸盆地に位置するため、夏は暑く冬は寒い大陸性気候を示し、寒暖の差が大きいのが特徴である。風は全般的にあまり強くはないが、南風が多い地形になっている。年間平均気温の平年値は6.1度で、月別の平

均気温が15度以上になるのは6月から9月までの短い期間となっている。

年間降水量は、平年値で908mmで、比較的湿度が低い。また、平均の初雪は10月中旬以降で、冬季間の降雪量は2.3m程度、積雪深の平年値は1m以下であり、四季を通じて比較的大きな災害は少なく生活しやすい地域である。

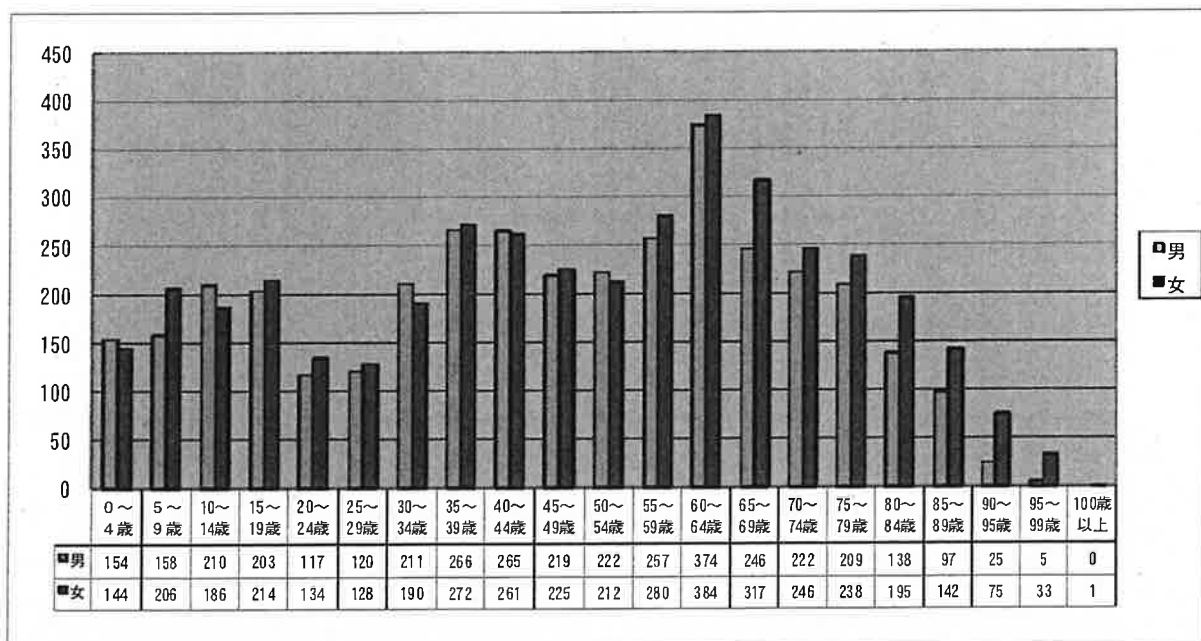
【平成22年の月別降水量及び平均気温】



(3) 人口分布

人口は、町の市街地を構成する中央地区（11行政区）に集中しており、全体の40.4%が市街地に居住している。農村地区における農業者の離農が相次いでいるが、近年の宅地造成など居住者対策を推進し、人口は微増傾向にある。また、年齢別人口動態をみると、65歳以上の高齢化率が高くなってきており、今後も人口の高齢化が進むものと思われる。

【平成23年3月末現在 年齢別人口動態】



(4) 道路の位置等

道路は、東西に延びて旭川市東旭川町倉沼地区から町立第2小学校周辺に繋がる道道3940号線、旭川市東旭川町瑞穂地区から北東方面を山越えして町東雲地区を通過し、市街地へと繋がる道道3611号線、東神楽町市街地から町南側東橋を経て町市街地へと続く道道3294号線、本町の幹線的な道路として旭川市から町の旭岳温泉まで東西に横断的に繋がる道道4160号線、旭川市21世紀の森付近から東部山麓を抜け隣接の美瑛町に至る道道4116号線、以上道道は5路線(52.4km)ある。また、町道は190路線(246.2km)あり、道路改良率は85.0%で、道内では高いほうである。

また、冬期間の降雪による除雪路線は、積雪寒冷地特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法に基づく指定路線及び非指定路線で、特に交通確保を必要と認める主要路線について、次の区分により除雪を分担実施する。各路線の除雪にあたっては、連絡、情報等の交換を密にして、相互協力のもとに実施するものとする。

○除雪分担

道道	上川総合振興局旭川建設管理部
町道	町都市建設課

(5) 鉄道、空港の位置等

町には、鉄道や港湾はないが、JR旭川駅まで約15km、車で40分、また、隣接している東神楽町に所在する滑走路2,500mの旭川空港までは約5km、車で10分の距離にあり、交通アクセスの利便性は高い。

(6) 自衛隊施設等

自衛隊施設は、陸上自衛隊旭川駐屯地が町市街地から約17km、隣接する旭川市に所在している。

第5章 町国民保護計画が対象とする事態

町国民保護計画においては、以下のとおり道国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

町国民保護計画においては、武力攻撃事態として道国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

- ① 着上陸侵攻
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 弾道ミサイル攻撃
- ④ 航空攻撃

2 緊急対処事態

町国民保護計画においては、緊急対処事態として道国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

(1) 攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
原子力事業所等の破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダム等の破壊。
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破。

(2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入。
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来。